

横須賀法人会 ニュース みなと

# MINATO

## CONTENTS

- **第39回全国大会群馬大会を開催  
令和6年度税制改正に関する提言を発表**
- **地区会役員紹介①**  
南西・西部・三浦地区会

NO.  
**302**  
2023.11

法人会  
**消費税期限内納付  
推進運動**



**横須賀駅と海上自衛隊** 今年3月に表彰式が行われた「すかっこ写真コンテスト～『My YOKOSUKA Story』思い出が詰まった写真～」最優秀賞 大倉 嘉仁さん（三浦学苑高校 2年／当時）の作品。ジェイコム湘南・神奈川横須賀局主催で4年前から実施しており、コンテスト形式は今年が初めて。三浦半島の高校写真部6校から43作品が寄せられた。審査員から「構図と鮮やかな色合いが絶妙。横須賀らしさやスケール感も伝わる」と高い評価を得た。

# 第39回 法人会全国大会群馬大会を開催 令和6年度税制改正に関する提言を公表



10月18日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第39回法人会全国大会」が、群馬県高崎市高崎芸術劇場で開催され、全国から1,400名の各会代表が集った。

当会からは、小池克彦会長、高橋秀一副会長、鈴木透副会長、平野弘子副会長が出席して、日本通信(株)代表取締役社長 福田尚久氏の講演、大会式典、税制改正に関する提言の発表などに参加した。

大会冒頭、全法連小林栄三会長は挨拶で「この全国大会は、法人会の『税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に、年に1回各地で開催しております。

さて、私たち法人会は「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税制に関する建設的な提言や子ども達への租税教育など、「税」を中心とした公益的な幅広い活動を全国的に展開しています。

わが国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍は、ほぼ収束し、ロシアによるウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も一時に比べ落ち着きを取り戻してきたところです。

こうした中、人口減少という社会課題の克服に向け、「異次元の少子化対策」が打ち出されました。しかし、政府はその財源について、消費税を含む新たな税負担は考えず、歳出改革などで確保するとしています。

また、防衛力の抜本強化でも、法人税などによる1兆円の増税以外は歳出改革や決算剰余金の活用など、財源としての安定性を欠いています。

加えて、コロナ禍でさらに積み上がった国債残高は先進国でも突出して悪化しており、返済計画の策定が重要な課題です。

このように、歳出だけを先行させ財源論を置き去り

にする手法は、財政規律を決定的に毀損させかねません。まずは2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標を確実に達成し、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要があります。

そして、地域経済や雇用の担い手である中小企業には、コロナ禍で体力を奪われ立ち直れないケースも少なくなく、事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も併せ、税・財政上のきめ細かい支援が必要です。

法人会では、こうした点を踏まえ、「税制改正に関する提言」を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く求めています。

どうか、今後とも皆様方の力強いご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」と述べた。

## 令和6年度 税制改正に関する提言（要約）

### I. 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

- ・財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- ・まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス=PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政安全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。

る。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

- ・少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

### 3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

- #### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
- 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

### 2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

### 3. 消費税関係

- ・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## 大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献している。

わが国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍は、ほぼ収束し、急激な物価上昇も一時に比べ、落ち着きを取り戻しつつある。

こうした中、政府が打ち出した少子化対策や防衛力の抜本強化については、財源の具体的な内容が定まっておらず、安定性を欠いていると言わざるを得ない。加えて、コロナ禍でさらに積み上がった国債残高は先進国でも突出しており、返済計画の策定が重要な課題である。

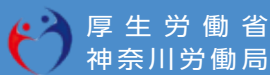
歳出だけを先行させ財源論が置き去りになったままでは、財政規律の毀損が決定的となりかねない。まずは、2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標を確実に達成し、その後の財政健全化についても並行して議論を開始すべきである。

また、今月から導入されたインボイス制度は、事業者の事務負担増や適格請求書発行事業者と免税事業者との取引に変化が生じると言った懸念がある。政府は、国民や事業者への影響を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直し必要がある。

地域経済や雇用の担い手である中小企業には、コロナ禍による打撃から回復していないケースも少なくない。実効性ある税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和5年10月18日 全国法人会総連合 全国大会



# 神奈川県最低賃金

10月1日～

# 時間額 1,112円

(9月30日まで1,071円)

神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く、常用・臨時・パート・アルバイト等すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を労働者に支払う必要があります

## 最低賃金の対象となる賃金から除外する賃金

- 1 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 2 臨時に支払われる賃金
- 3 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- 4 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

最低賃金の対象となる賃金・除外する賃金  
(厚生労働省サイト)



## 最低賃金額以上かどうかを確認する方法

- 1 (時間給制) 時間給  $\geq$  最低賃金額
- 2 (日割制) 日給  $-$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額
- 3 (月給制) 月給  $-$  1か月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額
- 4 1～3の組み合わせ 2, 3は時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額を比較する

最低賃金との詳しい比較方法  
(厚生労働省サイト)



## 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

### 業務改善助成金について (賃金引上げに対する支援 !!)

中小企業・小規模事業者で事業場内で最も低い時間給（事業場内の最低賃金）を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成するもの（解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと。）

支援内容の詳細（助成率、助成上限額等）や交付要件については、厚生労働省サイトから確認してください。賃金引上げ前にお問い合わせください。

**\* 事業場規模50人未満については、8月31日に内容が拡充されました !!**

問合せ先・申請先 神奈川県労働局雇用環境均等部企画課 ☎045-211-7357  
問合せ先 業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440



厚生労働省は中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。

厚生労働省サイトから、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」(全文または概略版)がダウンロードできます。マニュアルの内容については、**最新の状況をご確認ください。**



# 安全・便利 「キャッシュレス納付」のご案内

日頃から税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。  
 国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利ですので、この機会に是非、ご利用をお願いいたします。

※各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所でご案内しています。

「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明書手続」  
 ⇒「納税に関する総合案内」（スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。）

## ダイレクト納付



ダイレクト納付の申込をすることで、e-Tax から簡単な方法で口座引落により納付する方法です。



事前手続

## 源泉所得税（徴収高計算書データ）の納付手続の流れ

(e-Tax ソフト (WEB 版) を利用した場合)

### ◎ e-Tax を初めて利用する方



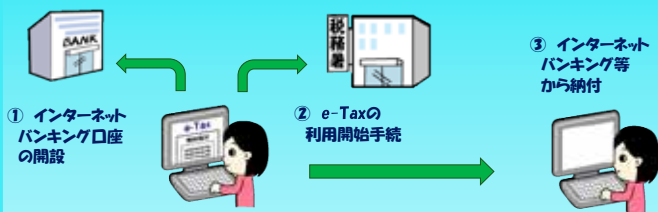
#### 利用開始手続

※e-Tax ホームページから e-Tax ソフト (WEB 版) にアクセスし、事前準備セットアップ、利用開始届出書の提出 (オンライン) 及び利用者情報の登録を行ってください。

### ◎ e-Tax の手続の流れ

- 〔1〕e-Tax ソフト (WEB 版) へアクセスし、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収高計算書データを作成・送信
- 〔2〕メッセージボックスに格納される通知を確認し、納付方法を選択
- 〔3〕ダイレクト納付、インターネットバンキング等、クレジットカード納付のいずれかの方法で納付手続を行う
- 〔4〕メッセージボックスで納付完了通知を確認

## インターネットバンキング等



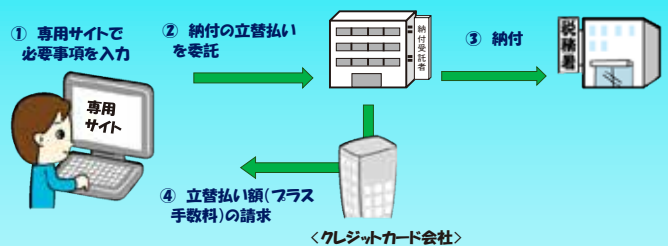
インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

金融機関等に設置されているATMやスマホ決済アプリ (Pay 払い) を利用した納付も可能です。



e-Tax

## クレジットカード納付



インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付 (立替払い) を委託する方法です。

納付税額に応じた決済手数料がかかります。  
 ※ 決済手数料は、国の収入になるものではありません。



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

事前手続

事前に税務署への手続が必要です。 e-Tax e-Tax での利用となります。



# 社会貢献活動や親睦事業など躍動する法人会



8/20 中央第1地区会 横須賀市民盆踊り大会  
於：市役所前公園



9/4 中央第1地区会・第2地区会合同  
東京・九州フェリー見学会



9/6 女性部会 日帰り親睦旅行会  
山梨方面



9/14 三浦地区会 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート  
於：三浦市民ホール・うらり



9/16 南部地区会 献血活動  
於：京急久里浜ウイング前



9/20 南西地区会 日帰り親睦旅行会  
山梨方面



9/22  
青年部会セミナーで  
講師を務めた、健康  
経営アドバイザーの  
八田幸子先生。(写真  
Ⓒ)  
テーマは「心理的安  
全性の高いチームの  
つくり方」  
於：横須賀市産業交  
流プラザ



9/22 セミナーに参加した皆さん



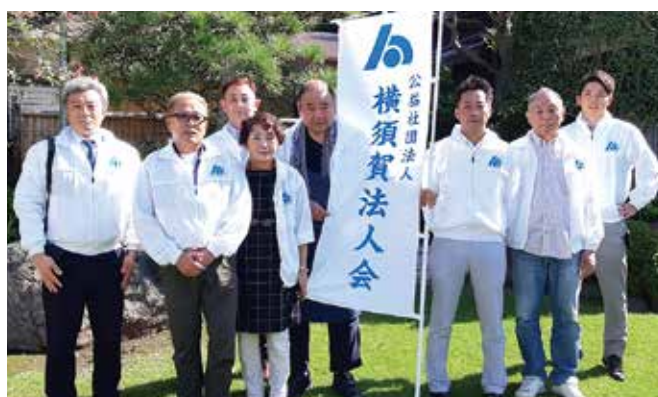
9/26~29 中央第1地区会 交通安全運動通学路誘導  
於：大滝町周辺



10/1 中央第2地区会 よこすかさかなまつり税広報  
於：横須賀魚市場



10/8 西部地区会 荒崎海岸クリーンフェスタ税広報  
於：荒崎なんやの浜



10/14 南部地区会 おりょうさんまつり税広報  
於：信楽寺



10/16 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート  
於：横須賀市文化会館



10/18 第39回全国大会群馬大会  
於：高崎芸術劇場



10/21 東部地区会 北久里浜秋まつり  
於：根岸交通公園

# メンバー紹介

組織  
委員会

南西地区会  
西部地区会  
三浦地区会

## ♪インタビューしてみました

- ①好きなこと・趣味
- ②好きな飲み物・食べ物
- ③好きな言葉
- ④いつか行ってみたいところ
- ⑤今ちょっとハマっていること

## 「お気軽にお声がけ下さい♪」

皆様のお近くの担当役員をご紹介します。  
各支部では皆様との連絡役を担い、地区会では各支部とを繋ぎ、地区を超えての交流には、担当副会長がサポートしています。  
旅行会、講習会、懇親会等を開催しながら経営者との交流を大切にしております。  
皆様のご参加をお待ちしております！

### 南西地区会 担当副会長



平野 弘子  
(有)マルカツ商事

- ①美容院の仕事、テニス、水墨画を描く
- ②ハイボール、寿司
- ③努力
- ④韓国
- ⑤孫と遊ぶこと

### 南西地区会 地区会長／池上支部長



桐ヶ谷 主税  
(株)桐ヶ谷不動産

- ①仲間との飲酒、旨い物の食べ歩き
- ②美味しいもの
- ③人になれ奉仕せよ（出身校の校訓です）
- ④宇宙から地球を見てみたい
- ⑤ゴルフ、水泳、カラオケ

### 南西地区会 公郷支部長



松山 雅仁  
(株)M・Yコミュニケーションズ

- ①ゴルフ
- ②中華料理、マンゴー
- ③おもしろき こともなき世を おもしろく
- ④サグラダ・ファミリア
- ⑤神社仏閣巡り

### 南西地区会 佐野支部長



西水 厚  
(株)電研社

- ①ゴルフ、船釣り
- ②好き嫌いなく何でも美味しく（アルコールは飲みません）
- ③笑う門には福来る
- ④セントアンドリュース オールドコース
- ⑤お腹を引っ込める アクティブスレンダー

### 南西地区会 衣笠支部長



佐々木 康晴  
(株)ささき

- ①散歩、バイク
- ②ハイボール、やきとり
- ③危ぶむな、危ぶめば道はなし 踏み出せばその一足が道となり、、、
- ④四国八十八ヶ所巡り
- ⑤Netflix 韓流ドラマをイッキ見

### 西部地区会 担当副会長



長島 澄雄  
(株)ホンダカーズ

- ①旅行
- ②ステーキ、ジンジャエール
- ③人生最高
- ④エジプト：ギザ  
インドネシア：ボロブドゥール
- ⑤PrimeVideo、YouTube



西部地区会 地区会長／武山支部長



鈴木 俊充  
(有)鈴木石材店

- ①テレビ鑑賞 (笑点、ドラマ)
- ②コーヒー、アイスクリーム
- ③早起きは三文の徳
- ④エジプト
- ⑤漫画を読む

西部地区会 長井支部長



宮永 修一  
(有)宮永建築

- ①バイク (今は持っていません)
- ②焼肉、スイーツ
- ③ありがとう
- ④船旅でゆっくり出かけたい
- ⑤テレビドラマ

西部地区会 大楠支部長



角田 憲一  
(有)西浦リース

- ①ゴルフ
- ②コーヒー、CoCo壺のカレー
- ③因果応報
- ④横浜カントリークラブ
- ⑤ゴルフの練習：パター

三浦地区会 担当副会長／地区会長



寺本 光一  
事代漁業(株)

- ①スキー、ゴルフ
- ②日本酒
- ③大漁
- ④マチュピチュ
- ⑤スキー

三浦地区会 三崎第1支部長



阿部 一也  
(株)山星船具店

- ①ヘビ飼育、アニメ、時代劇
- ②穴子
- ③ぽっちゃり
- ④岩國白蛇神社
- ⑤ちいたん☆

三浦地区会 三崎第2支部長



加藤 貴之  
三崎石油(株)

- ①スポーツ全般
- ②肉
- ③一期一会
- ④サクラダファミリア
- ⑤ゴルフ

三浦地区会 三崎第3支部長



石毛 浩雄  
(有)丸清製麺

- ①仕事
- ②肉
- ③浮世の苦楽は壁一重
- ④南極
- ⑤ポケモンスリーブ

三浦地区会 南下浦支部長



奥山 浩司  
(株)奥山工務店

- ①食事会、飲み会
- ②魚、野菜、酒、コーヒー
- ③絆、奉仕
- ④世界中 (行ったことがない所)
- ⑤ロータリークラブ

三浦地区会 初声支部長



鈴木 康仁  
(株)浜名電工

- ①釣り、ゴルフ、カラオケ
- ②酒、フルーツ
- ③商売とは感動を与えることである
- ④北海道：礼文島
- ⑤ウクレレ



## 海外渡航費の取扱い

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 島崎 創

法人がその役員または使用人の海外渡航に際して支給する旅費（仕度金を含みます。以下同じ。）は、その海外渡航がその法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、その渡航のため通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費としての法人の経理が認められています。

したがって、法人の業務の遂行上必要とは認められない海外渡航の旅費の額はもちろん、法人の業務の遂行上必要と認められる海外渡航であってもその旅費の額のうち通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則としてその役員または使用人に対する給与となります。

なお、その海外渡航が旅行期間のおおむね全期間を通じ、明らかに法人の業務の遂行上必要と認められるものである場合には、その海外渡航のために支給する旅費は、社会通念上合理的な基準によって計算されている等、不当に多額でない限り、その全額を旅費として経理することができます。

### 業務の遂行上必要な海外渡航の判定

法人の役員または使用人の海外渡航が法人の業務の遂行上必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定することになりますが、次に掲げる旅行は、原則として法人の業務の遂行上必要な海外渡航に該当しません。

- 1 観光渡航の許可を得て行う旅行
- 2 旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行
- 3 同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

ただし、上記1から3に掲げる旅行に該当する場合であっても、その海外渡航の旅行期間内における

旅行先、行った仕事の内容等からみて法人の業務にとって直接関連のあるものと認められるときは、法人の支給するその海外渡航に要する旅費のうち、法人の業務にとって直接関連のある部分の旅行について直接要した費用の額は、旅費として損金の額に算入されます。

### 業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行った場合の旅費

法人の役員または使用人が海外渡航をした場合において、その海外渡航の旅行期間にわたり法人の業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行ったものであるときは、その海外渡航に際して支給する旅費を法人の業務の遂行上必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比等によりあん分し、法人の業務の遂行上必要と認められない旅行に係る部分の金額については、その役員または使用人に対する給与となります。

ただし、海外渡航の直接の動機が特定の取引先との商談、契約の締結等法人の業務の遂行のためであり、その海外渡航を機会に観光を併せて行うものである場合には、その往復の旅費（その取引先の所在地等その業務を遂行する場所までのものに限り）は、法人の業務の遂行上必要と認められるものとして、その海外渡航に際して支給する旅費の額から控除した残額につき、この「業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行った場合の旅費」の規定が適用されます。



にせ税理士に注意!!



**にせ税理士に注意してください!**

東京地方税理士会横須賀支部  
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階  
TEL 046-824-4193

**e-Tax宣言!!** (公社)横須賀法人会はe-Taxでの申告・納税を積極的に推進します。

**e-Tax 利用推進運動展開中!**

**税理士による代理送信で e-Tax の利用を!!**

(↓中) 2 課の 2 (↓中) 1 課の 2 (中) 1 課 (中) 1 課 (中) 1 課 (中) 1 課 (中) 1 課  
(中) 1 課 (中) 1 課 (中) 1 課 (中) 1 課 (中) 1 課 (中) 1 課

新会員紹介

(令和5年8月~10月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 — 近くの会員企業を利用しましょう

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
<b>北部地区会</b>					
追浜	(株)アルファシステム	富田 繁次	湘南鷹取4-30-2	813-0077	ソフト開発・設計及び販売
<b>中央第1地区会</b>					
若松	(同)問題解決	津田 修吉	若松町3-13	050-8885-0640	各種代行業・コンサルティング業・地域ポータルサイト
<b>南西地区会</b>					
衣笠	* ワイズ工業(株) (株)湘南ウッドスタイル (有)寿土木	村石 誠悟	東京都大田区羽田1-19-6	045-345-1840	金融業・保険業
衣笠		船橋 一悦	小矢部4-2-10	807-0570	建設業
池上		佐藤 竜聖	池上3-1-8	803-0358	建築工事業
池上		鈴木 寿樹	平作6-7-20	852-5518	建設業
<b>東部地区会</b>					
森崎	(株)鹿島産業	鹿島 芳隆	森崎6-5-45	836-2551	建設業
大矢部	鈴木オルガン (同)	鈴木 郁恵	佐原3-20-9	887-0547	楽器制作
<b>南部地区会</b>					
浦賀西	(株)O-TEC	小野瀬啓司	浦賀7-11-1	080-3429-4174	建設業 (電気通信工事業)
<b>西部地区会</b>					
長井	(株)佐藤工業	佐藤 将司	長井5-10-30	856-3962	設備工事業
大楠	* 弁護士法人 エース 谷本緑化(株)	竹内 省吾	東京都中央区銀座6-3-901	03-6625-4140	法律事務所
大楠		谷本 俊一	長坂4-8-11	804-2416	造園業

\*は賛助会員です



※左の絵と右の絵には相違点が7か所  
あります。見つけられますか?  
(答えは10頁にあります。)

7つの間違い探し

広報の窓



私の本業は不動産屋さんです。創業60年、私の代で50年、不動産業一筋で駆け抜けてきました。50年前入社当時の業界は自分の職業が不動産業ですと言にくい時代でした。

テレビや映画を見ていると、悪い役回りは不動産屋と金貸しだった時代でしたから。

私の親は全くの素人で不動産業を始めたので、そんな業界のイメージを変えるべく不動産組合(現在は協会)の役員を引き受け、気の合う仲間と業界の刷新に奔走していた姿を今でも思い出します。時代も経過し、おかげ様で「なんだ不動産屋か」と言われる事もなくなり、不動産協会も公益社団法人となり横須賀市や商工会議所の相談員を務めたり、不動産協会を通して市役所、市議団と市民の不動産をいかに守れるか等の提言等が出る業界になりました。悪いイメージが払拭されて、夢のある業界に変わった為でしょうね、今の業界は若い人が進んで入ってきます。

振り返ると50年はあっという間ですね、でも振り返ってみて着実に業界が良く変わった事を実感できる50年でした。

\*話題:「高齢者から見た賃貸住宅のメリット」

世の中は高齢化が進んでいますが、持ち家と賃貸住宅にニーズが2極化しています。

老後生活での賃貸住宅のメリットで最も多かった意見が「各種税金支払いが無い」という点でした。その次に多かった意見が、「修繕費用や手間がかからない」という点でしたが、何れも支出の点を気にする声が多かったという事が印象的です。賃貸住宅は家賃こそ発生しますが、毎年の支出計算がしやすいという利点があるという事でしょう。

また、賃貸住宅での老後生活をお勧めしたいかという点に関しては半数以上の方から支持は得られています。今後はこういった高齢者需要を取り込んだ賃貸住宅経営が見込まれます。

広報委員会副委員長  
(株)桐ヶ谷不動産 桐ヶ谷主税



AIG 損保



# Business Guard

経営を取り巻く様々なリスクから会員企業を守る!

高度情報化社会を生き抜くために!

マイナンバー対応

**法人会の情報漏えいガード**

業務過誤賠償責任保険普通保険約款/個人情報漏洩特約  
危機管理コンサルティング費用特約/危機管理実行費用特約

マイナンバーは秘匿性の高い情報であり厳重な管理が求められ、事業者には高い注意義務が求められます。また、サイバー攻撃が猛威を奮っていることから、情報漏洩事故が発生した場合の対策もますます重要になってきています。貴社では、マイナンバーの情報管理体制は万全ですか。

このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。2022年2月時点の内容です。

## AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

### 横浜支店

〒222-0033  
神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19  
富士火災横浜ビル8F  
TEL.045-277-3110 FAX.045-476-8175  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(22-073007)

